4. 介護保険料を滞納した場合

特別な事情もなく保険料を納めなかった場合、次のような措置がとられます。
保険料は納期限までに必ず納めましょう。

納期限を過ぎた場合
- 納期限後20日を過ぎると督促状が送付されます。
- 督促手数料や延滞金が徴収されます。

1年以上滞納した場合
- 介護保険サービスを利用する場合、**利用料の全額が自己負担**となります。
- 後日、申請により保険給付分が払い戻されます。

1年6カ月以上滞納した場合
- 介護保険サービスを利用する場合、**利用料の全額が自己負担**となります。
- 後日、申請しても**保険給付の一部または全額が一時的に差し止め**となります。
- 滞納が続く場合は、**保険給付から滞納している保険料額が差し引かれる**場合があります。

2年以上滞納した場合
- 上記に加えて未納期間に応じて、**サービス利用時の自己負担割合が引き上げ**られ、**高額介護サービス費などの給付が受けられなくなります。**
 ※自己負担割合が１割または２割の方は３割に、３割の方は４割になります。

※介護保険料の減免について
災害、その他特別の事情により介護保険料を納めることが困難な場合、介護保険料の減免を受けられる場合があります。高齢福祉課までお問い合わせください。



お問い合わせ先

南丹市役所　高齢福祉課
TEL（0771）68-0006

八木支所　TEL（0771）68-0020
日吉支所　TEL（0771）68-0030
美山支所　TEL（0771）68-0040

開庁時間　9時～16時30分（土日祝日除く）

南丹市

65歳以上の方（第1号被保険者）の
令和８年度 介護保険料 について



平素は、介護保険制度の運営にご理解とご協力をいただきありがとうございます。
この度、令和８年度介護保険料を算定しましたので、同封の通知書にてお知らせします。

1. 介護保険料の納付方法について

受給している年金額によって納付方法が異なります。
年金とは、老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金のことをいいます。

受給年金額が18万円以上の方

「年金」から徴収します（特別徴収）

- 年６回の年金の支払い月に分けて納付いただきます。

仮徴収			本徴収		
保険料が前年の所得などに応じて決定するまでの間の３回は、原則前年度の２月と同額をお納めいただきます。			確定した年間保険料額から仮徴収分を差し引いた額を３回に分けてお納めいただきます。		
4月	6月	8月	10月	12月	翌2月

！ 次のような場合、一時的に納付書で納めます。
- 年度途中で65歳になった場合
- 年度途中で他の市区町村から転入した場合
- 年度途中で保険料額が変更となった場合
- 収入申告のやり直しなどで、保険料の所得段階が変更になった場合　など

受給年金額が18万円未満の方

「納付書」または「口座振替」で納めます（普通徴収）



- **納入通知書と納付書が同封されている方・・・**
 納付書で納めていただく方です。市役所（本庁・各支所）または市指定の金融機関等で同封の納付書により納期限までに納付をお願いします。
- **納入通知書のみ同封されている方・・・**
 口座振替により納付いただく方ですので、金額をご確認ください。

口座振替が安心・便利です！

納付書で納める方は、安心・便利な口座振替がおすすめです。
納付書、預（貯）金通帳、届出印を持って、**取扱指定金融機関等**でお申し込みください。

※**取扱金融機関等**：京都銀行・京都信用金庫・京都中央信用金庫・京都農業協同組合・りそな銀行・近畿２府４県のゆうちょ銀行・郵便局

※申し込みから口座振替が開始されるまでの月や残高不足などにより引き落としできなかったなどの場合は、納付書で納めることになります。

2. 65歳になる年度の保険料について

介護保険料は、65歳になる月（65歳の誕生日の前日が属する月）から納めます。

例）65歳の誕生日が
10月1日の方 ➡ **9月分から納めます**　10月2日の方 ➡ **10月分から納めます**

3. 介護保険料の算出方法

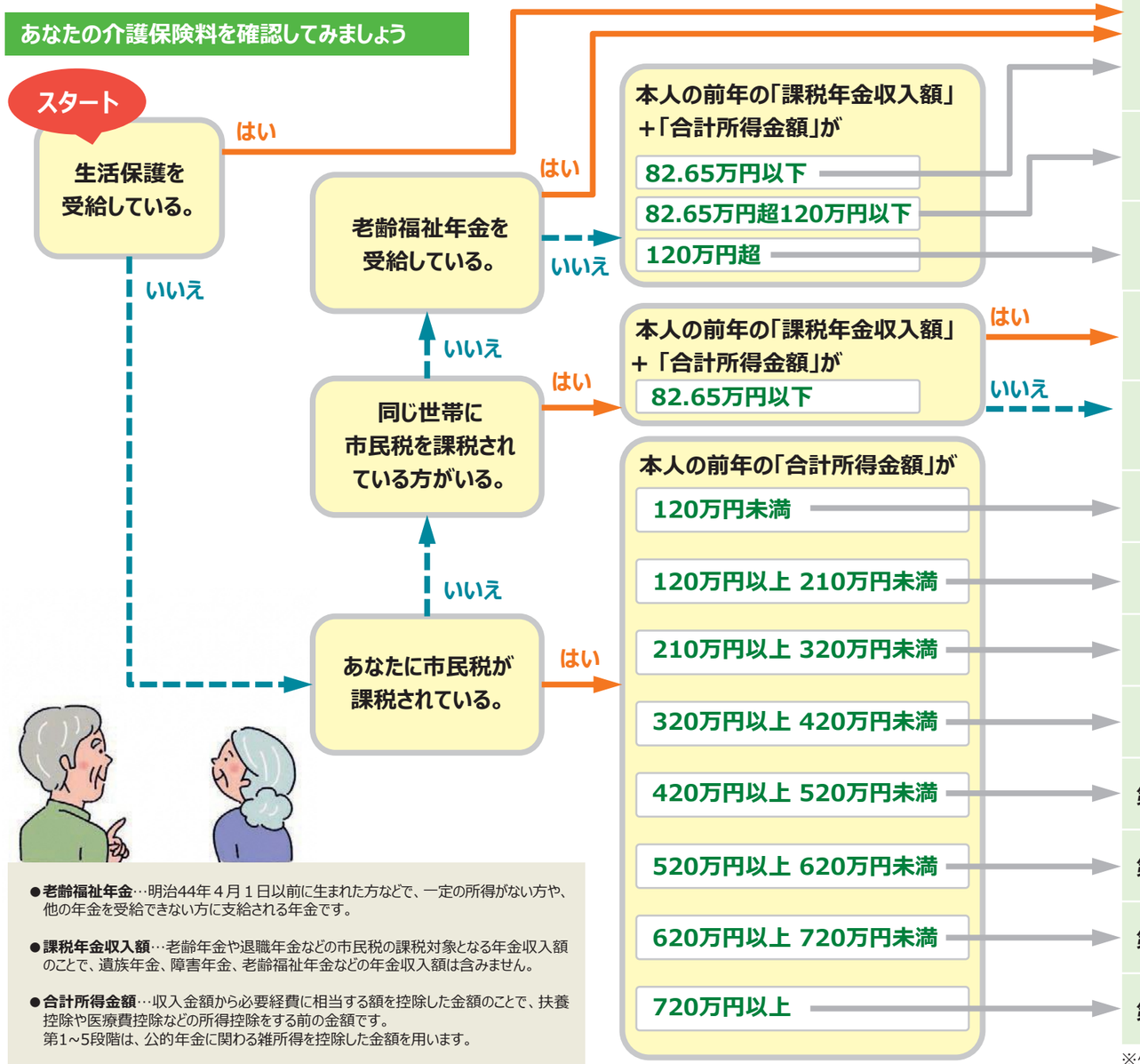
65歳以上の方の保険料は、南丹市で必要な介護サービス等の総費用から算出された「基準額」をもとに決まります。保険料は所得に応じた負担になるように、段階的に設定されています。

基準額の決まり方

南丹市で令和６年度から令和８年度の３年間に必要と見込まれる介護サービス等の総費用 × 65歳以上の方（第１号被保険者）の負担分（23%） ÷ 南丹市の65歳以上の方（第１号被保険者）の人数 ÷ 3年 ＝ **南丹市の介護保険料の基準額 82,320円（年額）**

この基準額をもとに世帯の所得によって13段階に分かれます。

あなたの介護保険料を確認してみましょう



●**老齢福祉年金**…明治44年４月１日以前に生まれた方などで、一定の所得がない方や、他の年金を受給できない方に支給される年金です。

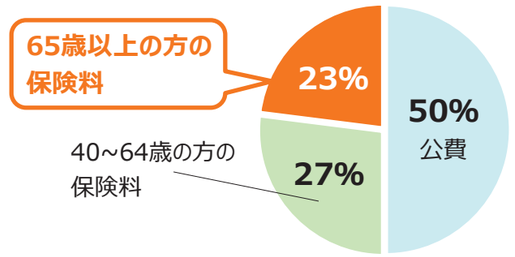
●**課税年金収入額**…老齢年金や退職年金などの市民税の課税対象となる年金収入額のことで、遺族年金、障害年金、老齢福祉年金などの年金収入額は含みません。

●**合計所得金額**…収入金額から必要経費に相当する額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。
第1~5段階は、公的年金に関わる雑所得を控除した金額を用います。

みなさまの保険料が介護保険制度を支えています。

介護保険は介護を必要とする方やその家族を社会全体で支えるための制度です。
みなさまに納めていただく保険料は、国・府・市が負担する公費とともに、介護保険制度を運営するための大切な財源となっています。

■**介護保険の財源**（※令和６～８年度の割合）



所得段階	所得等の条件		保険料 基準額に対する割合	保険料 年額
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が市民税非課税で本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が82.65万円以下		0.285 （0.455）	**23,460円 （軽減前37,450円）**
第2段階	世帯全員が市民税非課税	本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が82.65万円を超え120万円以下	0.485 （0.685）	**39,920円 （軽減前56,380円）**
第3段階		本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える	0.685 （0.69）	**56,380円 （軽減前56,800円）**
第4段階	本人が市民税非課税で同一世帯に市民税課税者がいる	本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が82.65万円以下	0.90	**74,080円**
第5段階 （基準額）		本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が82.65万円を超える	1.00	**82,320円**
第6段階	本人が市民税課税	本人の前年の合計所得金額が120万円未満	1.20	**98,780円**
第7段階		本人の前年の合計所得金額が120万円以上 210万円未満	1.30	**107,010円**
第8段階		本人の前年の合計所得金額が210万円以上 320万円未満	1.50	**123,480円**
第9段階		本人の前年の合計所得金額が320万円以上 420万円未満	1.70	**139,940円**
第10段階		本人の前年の合計所得金額が420万円以上 520万円未満	1.90	**156,400円**
第11段階		本人の前年の合計所得金額が520万円以上 620万円未満	2.10	**172,870円**
第12段階		本人の前年の合計所得金額が620万円以上 720万円未満	2.30	**189,330円**
第13段階		本人の前年の合計所得金額が720万円以上	2.40	**197,560円**

※低所得者の保険料軽減を図るため、第１段階～第３段階を対象に公費が投入されます。
（公費投入後の基準額に対する割合　第１段階 0.455→0.285、第２段階 0.685→0.485、第３段階 0.69→0.685）